委員意見とりまとめ結果

議題1 愛知県障害者施策審議会会長の選任について (資料1)

資料番号	委員意見	県回答
資料1	〈回答状況〉 賛同する 18名 賛同しない 0名 未回答 1名 (永田委員)	賛同多数により、新たに永田雅子委員を会長 に選任いたします。
	<古家委員> 会長選任についてです。 永田さんは、いつも理解しやすい言葉を選んで話をしていただけるので、お願いできれば会もうまく進めることができると思います。 一つお願いしたいのは、もう少しゆっくり話をしていただけると助かります。よろしくお願いします。	
	< 高橋 (美絵) 委員> 今期は、新任の方が多くみえるようなので、対面で会議が行われる際にはご意見等きけることを期待します。	_

議題2 愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ設置要領の改正及び構成員について(資料2)

資料番	委員意見	県回答
資料2	<回答状況> 賛同する 19名 賛同しない 0名	賛同多数により、設置要領の改正をいたします。 また、永田雅子会長により、鈴木智敦委員が 座長に指名されました。

議題3 第4期愛知県障害者計画と第6期愛知県障害福祉計画を一体化した新プランの策定について(資料3)

資料	号	県回答
資料3	< 永田委員> (資料全般) 障害があるかないかという考え方は今はあまりされておらず特性(疾患)を持った人が生活をしていくうえで生涯やっていけるようにどう環境を整えていくのかということが求められているかと思います。策定の過程の中で多様な意見を集約させ現実的な施策につながって行けばと思います。	
	<重松委員> (資料3-5「7 雇用・就業、経済的自立の支援) 就労や就労継続には会社や職場の障害者に対する理解が必要とアンケート結果にあるが、理解とは どのようなことなのかを整理し、企業にどのように働きかけていくのかということをあいち障害者サ ポートデスクでの事業に生かしていくべきではないか。	

資料3	<重松委員>(資料3-5「3 防災、防犯等の推進」) 障害者等に配慮した設備を有する避難所や、必要な支援・医療体制があるかどうかに不安や必要性を感じているというアンケート結果から訓練や、避難所運営に障害当事者が参加できるよう行政からの働きかけが必要ではないか。	
	< 亀沖委員〉(資料3-4「第5章 5 自立した生活の支援・意志決定支援の推進」) 地域包括ケアシステムの構築、福祉人材の確保、ピアサポートの充実の点からも、ピアサポーター 活動の延長線上のイメージとして職業としてのピアスタッフ(専門職)を、就労選択する上での選択肢 の一つとして当たり前に選べる事が憚られる事の無い環境の福祉事業所の在り方が望まれる。 上記を踏まえて精神病院の長期入院者の地域移行・地域定着ももちろん含めた精神保健福祉施策全 般に言えることでもあるが、欧米等の先行事例をアレンジし、日本版に組み替えて行くあいちモデル のプロジェクトチーム発足の必要がある。	地域移行を推進しております。 精神障害当事者自ら、他の精神障害者に寄り
	〈辻委員〉(資料3-4「第5章 1 安全・安心な生活環境の整備」) 【現状・課題(案)】 以下、追記をお願いしたい a. 地方都市部における公共交通機関のバリアフリー化が進んでいない現状。 b. 宿泊施設におけるバリアフリー対応の部屋が少ない。 【計画期間の取組(案)】 〇民間及び公営住宅のバリアフリー化の推進(太字の部分を追記) a. バリアフリー法に基づく、マスタープラン作成を市町村にはたらきかける 例:住民参加型(障害当事者を含む)合同学習会開催等についてモデル事業化 b. 宿泊施設におけるバリアフリー対応部屋を全室に適用するための、ひとまち条例改正例:2019年4月、東京都は「建築物バリアフリー条例」を改正し、車椅子使用者用以外の「一般客室」についてもバリアフリー化	バリアフリー化については、民間を含めた不特定多数が利用する施設において、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等に基づき県民及び市町村、事業所の理解を深めるとともに促進に努めてまいります。 なお、人にやさしい街づくりの推進に関する条例の在り方については検討を行ってまいります。
	<	いただいた御意見は関係所属と共有し、検討 を行ってまいります。
	< 辻委員> (資料3-4「第5章 2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実」) 2 情報アクセシビリティの向上および意思疎通支援の充実 【計画期間の取組(案)】 a. インターネットを活用したリモート(遠隔)による、手話通訳および要約筆記者の派遣拡充	遠隔手話サービスについては、感染症の発生等により手話通訳者等の派遣が困難な場合の意思疎通支援体制の強化として導入を進めているところです。派遣の拡充については当事者や意思疎通支援者の関係団体の意見を伺いながら素案への記載内容を検討してまいります。

<辻委員>(資料3-4「第5章 3 防災、防犯等の推進」) 避難所のバリアフリー状況については、愛知 【現状・課題(案)】 a. みじかな避難所がバリアフリー化されておらず、使用できない。また避難所のバリアフリー状況 等に関する設備として9項目(洋式トイレ、段 差がない生活空間等、スローブ、エレベーター等、手すり、障害者用トイレ、案内・誘導設備、情報掲示板、「介護室」又は「衛生的な場 について、統一した情報がない。 【計画期間の取組(案)】 【計画期間の収組(糸)】 a. 避難所について、障害の有無で分け隔てられることなく、だれもが避難できるようにするため、 バリアフリー化について、現状を把握し、バリアフリー化を計画的に実施する。 理由:近年、大規模災害により、避難所生活が長期にわたるケースが頻繁に起きていることから、仮 設ではなく、エレベーター設置を含めた常設のバリアフリー化が必要である。 所」)の情報を掲載しております また、市町村の避難所の生活環境の向上のため の整備に対して「南海トラフ地震等対策事業費 補助金」で支援をしております。 <辻委員>(資料3-4「第5章 4 権利擁護の推進および行政等における配慮の充実」) 【計画期間の取組(案)】 各種研修への障害当事者参画による開催につ ○虐待防止、権利擁護、合理的配慮等に係る各種研修について障害当事者参画による開催(太字の部 いては、大変重要であると認識しておりますの 分を追記) どのような形で実現できるか御意見を賜り <辻委員>(資料3-4「第5章 4 権利擁護の推進および行政等における配慮の充実」) 今後、条例見直しの検討に当たりましては、 【計画期間の取組(案)】 引き続き国の動向について注視するとともに、 これまでの実績を踏まえて、障害当事者及び障 害者団体の皆様の御意見も十分お聴きしなが 愛知県障害者差別解消推進条例の見直し 理由:施行から3年以上経過していることから、附則事項に基づき、各則を設けることや民間事業者 における合理的配慮を努力義務から義務規定にするなど、更なる障害者差別解消の取り組みが必要で ら、進めてまいりたいと考えております。 ある。 資料3 計画記載の「教育環境の整備」につきまして は、ハード面ソフト面ともに記載を検討してま なお、バリアフリー化につきまして、県立高校においては「人にやさしい街づくりの推進に < 計委員 > (資料3-4「第5章 8 教育の振興」) 【計画期間の取組(案)】 関する条例」に沿って、車椅子を利用する生徒の在籍の有無にかかわらず、これまでも大規模改造工事や耐震改修工事に併せて、多目的トイレやスロープの設置などのバリアフリー化を進 ○教育環境のハード面、ソフト面の整備(太字の部分を追記) 理由:あいちビジョン2020概要版には、 「障害のある人がより身近な地域で学び」「障害のある子どもに対しては、身近な地域において、 (略) 教育が受けられる環境を作っていく。 めてまいりました。
エレベーターにつきましても、条例に従い、 という記述もある。そのため、学校施設における、エレベーター設置を含めたバリアフリー化を計画 的に進める必要がある。また、教育施設における差別や虐待が起きていることも参考資料のアンケート結果から読み取れることから、学校関係者への研修も重要である。 建物の新増築の際に設置しております 従いまして、今後も建物を建て替える際に は、条例の定めに従い、エレベーターを設置す ることを基本としていきたいと考えておりま 「福祉避難所確保等に係る市町村支援」につ いては市町村会議において確保の周知依頼を 行っています <水野委員>(資料3-4「第5章 3防災、防犯の推進」) 令和元年10月末時点では、54市町村すべてで [施策の方向性(案)]の「福祉避難所確保等に係る市町村支援」及び「言語や聴覚に障害がある 確保されており、県内の指定状況は平成29年度 は902施設、平成30年度は966施設、令和元年度は976施設で、毎年増加傾向にあります。 人の緊急通報手段の整備」について この2つは現在どこ迄進んでいますか。前にも出していて動きが見えない。文を載せているだけのよ うに感じられます 「言語や聴覚に障害がある人の緊急通報手段 の整備」についてはNet119が県内の消防本部数 「計画期間の取組(案)]「110番アプリシステム」について もう周知しているので、Net119アプリを取組が必要では。 34の内、12本部において導入されています。 (令和2年1月1日現在(総務省消防庁調べ)) また、素案作成時にはNet119についての記載を検討してまいります。

	<水野委員>(資料3-4「第6章 5 障害児支援の提供体制の整備等) 国の基本指針の中の(3)に『難聴児支援の中核的…」と記載しておりますが、愛知県としてどう考えていますか。	国の基本指針には難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築として「聴覚障害児を含む難聴児が適切な支管を受けられるように、今和5(2023)年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校(聴覚障害)等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。」との記載があります。 今後、国の基本指針に即して、県での基本目標を設定してまいります。
	< 髙橋 (美絵) 委員> (資料3-4「第5章 5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進」) 方向性の中に医療時ケアを必要とする障害者への支援の視点を盛り込むのはどうか。地域で生活するにあたり、医ケアのできるヘルパーはとても少なく、事業所もヘルパー研修 (3号) に力を入れられない現状がある。	御意見を踏まえ、医療的ケア児者に対する支援の推進として、医療的ケア児等コーディネーターの養成と活用により、社会資源の開発など、支援体制の充実を図っていく旨の記載を検討させていただきます。
資料3	<髙橋(美絵)委員>(資料3-4「第5章 8 教育の振興」) 教育環境の整備の中に、通常学校のバリアフリー化(EV設置)の取組を盛り込んでほしい。バリアフリー化は災害対策の面でも重要では。	県立高校においては、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に沿って、車椅子を利用する生徒の在籍の有無にかかわらず、これまでも大規模改造工事や耐震改修工事に併せて、多目的トイレやスローブの設置などのバリアフリー化を進めてまいりました。エレベーターにつきましても、条例に従い、建物の新増築の際に設置しております。従いまして、今後も建物を建て替える際には、条例の定めに従い、エレベーターを設置することを基本としていきたいと考えております。
	< 高橋(美絵)委員>(資料3-4「第5章 5自立した生活の支援・意思決定支援の推進」) 充実・強化という方向性は良いと思うが、資料4別紙をみると、現状、県内のどこの圏域において	第6期障害福祉計画の国の基本指針において、各市町村又は各圏域における総合的・専門的な相談体制を実施する体制の確保が、成果目標として新たに設定されました。今後、各市町村等で計画相談以外にも対応する総合的な相談体制の確保に向けた取組が行われる予定です。県も情報提供や助言等の支援を行います。また、社会福祉法の改正により、市町村は、制度や分野を超えた包括的な支援体制づくりに努めることとされています。県においら、北野度を所管する地域福祉課と連携しながら、必要に応じて市町村の取組を支援してまいります。
	<岡村委員>(資料3-4「第5章 3 防災、防犯の推進」) 医療的なケアが必要な障がい児者は、障がい者の中でも総数も少ないことから、市町村単位での取 組はなかなか進みにくく、なおかつ、災害は広域で起こることから、医療的ケアが必要な障がい児者 への防災対策は広域で行うことが望ましいと考えます。 今回、防災、防犯等の推進に、医療的ケアが必要な障がい児者への広域での取組を進めるような施策 を検討していただければと思います。	組の推進については、障害者自立支援協議会の 専門部会である医療的ケア児支援部会において
	<髙橋(傳)委員>(資料3-4「第4章」) ・新規になっているが、前世紀からのテーマである。優先順位を変えて重点事業にして下さい。 ・計画の見直しは政策の見直し、政策の見直しは事業の見直し、事業の見直しは商品の見直し、商品の見直しは予算の見直し、時は金なりいつまでいくらでやるのか、ロードマップで示してほしい。	前回計画に記載の無い項目(施策体系図等) について新規として記載をしており、施策体系 は国の第4次障害者基本計画の記載順としてお ります。 施策の方向性と具体的な取組(事業)について は、第8章において計画における目標を記載 し、進行管理を行ってまいります。

議題4 第5期愛知県障害福祉計画の進捗状況について(資料4)

資料番号	委員意見	県回答
	<岩田委員> ((3) 地域生活支援拠点の整備) 利用者の方が、わかりやすく利用できる支援拠点となることを期待しています。次回、審議会が開催された場合、整備済みの市町の事例を聞かせていただきたいです。	県内市町村の整備状況について情報把握し、 その結果を次回以降の審議会で情報提供させて いただきます。
	<佐藤委員>(資料全般) 以前と比べ、ずい分進んできましたが、まだ愛知県内に地域格差がありますので、どこに住んでいても等しいサービスが受けられるようになってほしいと思います。	県内市町村の取組状況を把握し、それを市町村に提供すること等により、地域の取組の均てん化を図ってまいります。
資料4	〈鈴木委員〉((2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築) どうしても、従来からの精神障害者の地域移行がクローズアップされがちです。 名古屋市でも意見が出ていましたが、精神障害者に包含されている、発達障害者や知的障害者との 重複、高次脳機能障害者が議論の枠からはみ出ている印象があり、医療機関においてもしっかり見て いただけるところが少ない現状、精神の関係者との連携が十分ではない状況があります。 ぜひ、地域包括ケアの推進の中に、こうした関係者も入っていただき、いろいろな意見を取り入れ ながらさらに進めていっていただけると助かります。	
	〈辻委員〉(資料全般) 〈今後の取組方針〉 ○地域での生活に関心がある方が、地域生活チャレンジ事業として、入所施設運営施設からの地域移行に取り組む法人等に委託の上、(略) 太字部分を修正、追記理由:本事業は、宿泊体験や生活訓練だけでなく、文字通り「地域生活」を体験する事業であることがら、飲食店で自分が食べたいものを選ぶ等の、自己選択、自己決定を体験することで、「地域生活は楽しい」という成功体験をすることが最も重要である。そのため、グループホームや入所施設機能がある運営法人に限定することなく、アパートや民間宿泊施設を活用しての宿泊体験も可能とすべきである。以下、追記をお願いしたい。 a.地域移行に不安な方へのアプローチとして、障害当事者と介護者による訪問活動を断続的に実施します。 理由:評価と分析にあるように、地域移行が、進まない理由に「具体的に進めることへの不安」が明確となった。この不安を取り除くためには、実際に地域移行を経験している障害当事者が寄り添いながら、断続的に相談に乗ることがもっとも効果的である。また、介護者が同行することにより、「介護者への不安」を取り除くことができる。 b. 地域移行に関する相談について、インターネットアプリを活用した、ピアカウンセリング等を実地由:コロナ禍の影響は、外出不可、面会禁止といったことにより、施設入所者にとって、施設外の者とのコミュニケーションが大きく遮断されている。そのため、地域移行希望者が安心して、多様な手段で相談できるよう、インターネットアプリを活用した、ピアカウンセリングも必要である。ピアカウンセリングでは、お互いに平等な立場で話を聞き合い、きめ細かなサポートによって、地域での自立生活を実現する手助けをします。全国自立生活センターIIIより	いただいたご意見の内容を参考に、検討させ ていただきます。
資料3·4	<徳田委員> 議題3と4について、書面での協議の難しさを感じました。 行政として、委員に意見を諮りたいポイントのようなものを示して頂く必要があるのではないで しょうか。 今後の具体的な書面での協議決裁のあり方にはご検討ください。	いただいた御意見を参考に、今後の書面での 協議の方法について、検討させていただきま す。

報告事項1 障害者差別解消法の見直しの検討について(資料5)

委員意見なし

報告事項2 新型コロナウイルス感染症対策について(資料6)

資料番号	委員意見	県回答
資料6	<佐藤委員> 新型コロナの感染が拡大しても、多くの施設や作業所で重度の自閉症の人たちを受け入れていただき、保護者はありがたく思われています。しかし、実例はまだ聞きませんが、コロナに感染した重度の自閉症の人の受け入れてくれる病院が分からず、保護者が不安に思っています。	
	<重松委員> 新型コロナウィルス対策で、障害者が安心して福祉サービスを受けるためには、接触して仕事をせ ざるを得ない医療機関や高齢者・障害者施設・保育園等の職員全員に繰り返しPCR検査を受けるこ	愛知県では、症状や接触歴等から医師が必要と判断する場合や、保健所の疫学調査により必要と判断される場合に、新型コロナウイルス感染症の検査を実施しています。 社会福祉施設等において患者が発生した場合、保健所が疫学調査を行い、個別の状況に応じて、PCR等の検査を含めて調整を行っています。 また、現在、愛知県衛生研究所の検査能力の拡充や、医療機関のご協力をいただきながら、新型コレナウイルスの検査体制を順次拡大させてかるところです。 今後も引き続き、検査が必要な方に対して、十分な検査が提供できるよう努めてまいります。
		愛知県知的障害者福祉協会へ委託をし、障害 者支援施設等において感染者が発生した場合、 応援職員を派遣できるよう協力体制の構築に向 けて準備を進めております。

報告事項3 あいち障害者総合サポートデスクについて(資料7)

資料番号	委員意見	県回答
資料7	<重松委員> 就労や就労継続には会社や職場の障害者に対する理解が必要とアンケート結果にあるが、理解とは どのようなことなのかを整理し、企業にどのように働きかけていくのかということをあいち障害者サポートデスクでの事業に生かしていくべきではないか。	障害者雇用を進者不ので、企業(職理場)において、企業性への理解が、で、管害に対る障害を進者を発えており、で、管害に、、を事者と考えており、ては神・・発達の一般的な関でを配慮とき事者を担じて、や、「等等に、、を選挙を発して、対して、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、

報告事項4 第2期愛知県特別支援教育推進計画の推進方策の目標及び進捗状況(資料8)

資料番号	委員意見	県回答
資料8	2 (2) 免許保有率を向上させるとともに、専門的な研修を受けさせることでそれを補う必要がある。 2 (3) 人事交流が少なすぎる。静岡県などを参考に1ケタ増やす必要がある。 特別支援学校 2 (2) 免許保有者であっても専門性に不安な教員が目立つ。(認定講習講師の経験から) 障害科学や指導法は年々進んでいる。これに対応できる専門性を研修等で身に付けさせる必要性を感	1(2)現在、幼稚園から小学校への引継ぎ率の調査をしておりません。今後、調査の実施時期について検討してまいります。 2(2)今後も対象者に応じて専門性向上が図られるよう、必要な研修を実施してまいります。 2(3)今後も人事交流が進むよう努めてまいります。 特別支援学校 2(2)特別支援学校教諭等免許状保有率が100%になるよう努めるとともに、引き続き専門性の向上を図ってまいります。

報告事項5 愛知県障害者施策審議会運営要領改正について(資料9)

委員意見なし